

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）

改正案	現行
<p>(届出事項)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）<u>、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</u></p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号及び第六十三条第三項第四号において同じ。）のうち、<u>信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</u></p> <p>五〜七 (略)</p> <p>(届出事項)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）<u>、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</u></p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の<u>一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</u></p> <p>五〜七 (略)</p> <p>(届出事項)</p>

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の不祥事件とは、外国信託会社の支店に駐在する役員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該外国信託会社の支店の業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 三 (略)

四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、外国信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 七 (略)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の不祥事件とは、外国信託会社の支店に駐在する役員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該外国信託会社の支店の業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 三 (略)

四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)

五 七 (略)